



宮 崎 県 公 報

令和 4 年 1 月 27 日 (木曜日) 第 275 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号

K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日

購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

告 示

- 保安林の指定予定の通知 (2 件) …………… (自然環境課) 1
- 保安林の指定解除の予定の通知…………… (“) 1
- 保安林の指定施業要件の変更予定…………… (“) 1
- 林業用種苗生産事業者登録内容の変更…………… (森林経営課) 2
- 道路の区域の変更…………… (道路保全課) 2
- 道路の供用の開始…………… (“) 2
- 土砂災害警戒区域の指定…………… (砂防課) 3

頁

○土砂災害特別警戒区域の指定…………… (砂防課) 3

○宅地建物取引業法による公開聴聞 (2 件) …… (建築住宅課) 3

公 告

- 土地改良区の役員の退任の届出…………… (農村整備課) 3
- 建設業法に基づく建設業者の許可の取消し…………… (管理課) 3
- 基本測量の実施の通知…………… (“) 4

選挙管理委員会告示

○不在者投票のできる施設の指定…………… 4

雑 報

○令和 3 年度行政書士試験の合格者について…………… 5

告 示

宮崎県告示第62号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和 4 年 1 月 27 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 小林市須木鳥田町字松尾3291-10、3291-14、字古屋敷3472-6 (次の図に示す部分に限る。)、3472-37、3472-38、字九々瀬鳥越3564-2 (次の図に示す部分に限る。)、3525-4、字中村3683-30・字神上3745-28 (以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県西諸県農林振興局並びに小林市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第63号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和 4 年 1 月 27 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡高千穂町大字下野字高野平 917-1、918、923、924、字陳内 929から 931まで

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字高野平 917-1・字陳内 929・930 (以上3筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県西臼杵支庁並びに高千穂町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第64号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和 4 年 1 月 27 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 解除予定保安林の所在場所 えびの市 (国有林。次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的 水源の涵養

3 解除の理由 道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県西諸県農林振興局並びにえびの市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第65号

森林法（昭和26年法律第 249号）第33条の2の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和 4 年 1 月 27 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 一(一) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 日南市・東臼杵郡門川町・東臼杵郡美郷町（以上一市二町については次の図に示す部分に限る。）
- 二(一) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 児湯郡高鍋町（次の図に示す部分に限る。）
- 三(一) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 東臼杵郡門川町（次の図に示す部分に限る。）
- 四(一) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 東臼杵郡門川町（次の図に示す部分に限る。）

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び関係農林振興局並びに関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第66号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第13条第1項の規定により、次のとおり林業用種苗生産事業者の登録内容の変更の届出があった。

令和 4 年 1 月 27 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

登録番号	変更した者	変更した事項	変更前	変更後
1129	木佐貫 光一	生産事業者の住所	小林市大字北西方6983番地	小林市北西方7086番地14
		事業所の所在地	小林市大字北西方6983番地	小林市北西方7086番地14

宮崎県告示第67号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 4 年 1 月 27 日から同年 2 月 10 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 1 月 27 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
214	県道	上祝子綱の瀬線	延岡市北方町菅原字椎葉内未1449番42地先から同市同町菅原同字未1451番2地先まで	旧	4.5～17.1	243.5
				新	7.2～18.5	243.5

宮崎県告示第68号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 4 年 1 月 27 日から同年 2 月 10 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 1 月 27 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
19	県道	石河内	児湯郡木城	令和 4 年 1 月 27 日

高城高鍋線	町大字石河内尾鈴国有林 245林班る 2小班から同郡同町同大字尾鈴国有林 245林班る 2小班まで
-------	---

宮崎県告示第69号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和4年1月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
日南市	相田-新①	Ⅲ-1-9321-新①	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県日南土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第70号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和4年1月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害特別警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
日南市	相田-新①	Ⅲ-1-9321-新①	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県日南土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第71号

宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第65条第2項の規定による行政処分について、同法第69条第1項及び同条第2項において準用する同法第16条の15第5項の規定により、次のとおり公開の聴聞を行う。

令和4年1月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 日時 令和4年2月4日(金) 午後1時30分
- 2 場所 宮崎市橋通東1丁目9番18号 宮崎県防災庁舎7階防72

号室

3 被聴聞者

- (1) 商号又は名称 株式会社トータル・ホームズ
- (2) 代表者氏名 服部 雄二
- (3) 主たる事務所の所在地 宮崎市吉村町江田原甲 208番地21
- (4) 免許証番号 宮崎県知事(3)第4556号
- (5) 免許年月日 令和元年7月15日

なお、行政手続法(平成5年法律第88号)第17条第1項に規定する関係人が聴聞に参加しようとするときは、知事の所管に属する不利益処分に係る聴聞に関する規則(平成6年宮崎県規則第41号)第4条第1項の規定により、聴聞の期日の5日前までに、聴聞参加許可申請書を宮崎県県土整備部建築住宅課に提出しなければならない。

宮崎県告示第72号

宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第68条第2項の規定による行政処分について、同法第69条第1項及び同条第2項において準用する同法第16条の15第5項の規定により、次のとおり公開の聴聞を行う。

令和4年1月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 日時 令和4年2月4日(金) 午後3時30分
- 2 場所 宮崎市橋通東1丁目9番18号 宮崎県防災庁舎7階防72号室
- 3 被聴聞者

- (1) 氏名 服部 雄二
- (2) 住所 宮崎市太田2丁目2番4号
- (4) 登録番号 宮崎県知事第4096号
- (5) 登録年月日 平成10年9月28日

なお、行政手続法(平成5年法律第88号)第17条第1項に規定する関係人が聴聞に参加しようとするときは、知事の所管に属する不利益処分に係る聴聞に関する規則(平成6年宮崎県規則第41号)第4条第1項の規定により、聴聞の期日の5日前までに、聴聞参加許可申請書を宮崎県県土整備部建築住宅課に提出しなければならない。

公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、今町土地改良区(都城市)の役員の退任について次のとおり届出があった。

令和4年1月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

退任した役員

役名	氏名	住所
理事	日高英政	都城市今町8928番地6

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定により、建設業者許可を次のとおり取り消した。

令和4年1月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

処分を受けた建設業者				処分の内容		処分の原因となつた事実	処分をした年月日
許可番号	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可の区分	取り消した業種		
宮崎県知事許可(般-02)第5349号	進幸組	堀田 進	宮崎県延岡市土々呂町5-2765	一般	土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業	令和3年12月28日付けで廃業した旨の届け	令和3年12月28日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-02)第10192号	相葉板金工業所	相葉 國博	宮崎県都城市下長飯町576-2	一般	屋根工事業、板金工事業	令和3年12月9日付けで廃業した旨の届け	令和3年12月9日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-29)第12996号	(株)ロンフレ	永友 秀侍	宮崎県小林市堤2930-1	一般	電気工事業	令和3年12月24日付けで廃業した旨の届け	令和3年12月24日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-30)第13194号	(株)ハッピーホーム	畑内 政雄	宮崎県延岡市佐野町2128-14	一般	建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、内装仕上工事業	令和3年12月24日付けで廃業した旨の届け	令和3年12月24日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-29)第13629号	いろは建築工房	矢野 将吾	宮崎県宮崎市高岡町飯田818-2	一般	大工工事業	令和3年12月7日付けで廃業した旨の届け	令和3年12月7日(全廃業)
宮崎県知事許可(特-03)第912号	豊松建設(株)	松下 尊子	宮崎県延岡市大武町1323	特定	解体工事業	令和3年12月2日付けで廃業した旨の届け	令和3年12月2日(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-29)第3723号	(有)向井工務店	向井 勇次	宮崎県都城市梅北町11294-1	一般	管工事業	令和3年12月22日付けで廃業した旨の届け	令和3年12月22日(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-29)第10693号	九州オリンピック工業(株)	宮原 英輔	宮崎県東諸県郡国富町大字森永2964-5	一般	電気工事業	令和3年12月7日付けで廃業した旨の届け	令和3年12月7日(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-01)第13905号	(有)タイドー	合谷 優生	宮崎県宮崎市佐土原町上田島10953-3	一般	管工事業	令和3年12月8日付けで廃業した旨の届け	令和3年12月8日(一部廃業)

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定により、基本測量の実施について、国土交通省国土地理院長から次のとおり通知があった。

令和4年1月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 作業の種類
基本測量(航空レーザ測量による高精度標高データ整備)
- 作業地域
都城市、日南市、串間市
- 作業期間
令和4年2月22日から令和5年3月31日まで

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第2号

公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第55条第2項及び第4項第2号の規定により、不在者投票のできる施設として次のとおり

指定した。

令和4年1月27日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二

名 称	所 在 地	指定年月日
社会福祉法人ひまわり会特別養護老人ホーム永寿園ユニット館	日向市大字富高字岩崎546番地1	令和4年1月17日
医療法人社団光学堂介護老人保健施設のべおか老健あたご	延岡市中島町4丁目314-3	令和4年1月17日
医療法人社団光学堂サービス付き高齢者向け住宅あたご	延岡市愛宕町3丁目23	令和4年1月17日

雑 報

令和3年度行政書士試験の合格者について

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定により宮崎県知事から委任された令和3年度行政書士試験の合格者の受験番号は、次のとおりです。

令和4年1月27日

一般財団法人行政書士試験研究センター理事長 多賀谷 一 照

8910023	8910043	8910056	8910069	8910074	8910076
8910091	8910102	8910122	8910134	8910135	8910140
8910174	8910190	8910202	8910208	8910225	8910255
8910257	8910259	8910312	8910322	8910335	8910338
8910340					

以上25名

--	--